40040

〔別　紙〕

様式１

事　業　報　告　書

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月３１日）

１　医療法人の概要

(1) 名　　称　　医療法人　坂本整形外科

①　□ 財団　■ 社団（ □ 出資持分なし　■ 出資持分あり ）

②　□ 社会医療法人　□ 特定医療法人　□ 出資額限度法人

■ その他

③　□ 基金制度採用　■ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地　　山口県山口市円政寺７７番地

(3) 設立認可年月日　　平成　８年　２月２３日

(4) 設立登記年月日　　平成　８年　３月　６日

２　事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人坂本整形外科	３５１０３１１７０１	山口市円政寺７７番地	一般病床　０床

(2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和６年５月２５日　　令和５年度決算の決定

令和７年３月３１日　　令和７年度の事業計画及び収支予算の決定

様式２

法人名　医療法人　坂本整形外科　　※医療法人整理番号

所在地　山口市円政寺７７番地

財　産　目　録

（令和　7年　3月31日現在）

１．資　産　額	198,296 千円	
２．負　債　額	48,887 千円	
３．純　資　産　額	149,409 千円	

（内　訳）　（単位：千円）

区　分		金　額
Ａ　流　動　資　産		100,674
Ｂ　固　定　資　産		97,622
Ｃ　資　産　合　計	（Ａ＋Ｂ）	198,296
Ｄ　負　債　合　計		48,887
Ｅ　純　資　産	（Ｃ－Ｄ）	149,409

（注）財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土　地　（□ 法人所有　□ 賃借　■ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

建　物　（■ 法人所有　□ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

様式３－２

法人名　医療法人　坂本整形外科　　※医療法人整理番号

所在地　山口市円政寺７７番地

貸　借　対　照　表

（令和　7年　３月３１日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 流動資産	100,674	Ⅰ 流動負債	29,212
Ⅱ 固定資産	97,622	Ⅱ 固定負債	19,675
1 有形固定資産	84,480	負債合計	48,887
2 無形固定資産	1,487	純資産の部	
3 その他の資産	11,655	科目	金額
		Ⅰ 出資金	10,000
		Ⅱ 積立金	139,409
		Ⅲ 評価・換算差額等	
		純資産合計	149,409
資産合計	198,296	負債・純資産合計	198,296

（注）経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式４－２

法人名　医療法人　坂本整形外科　　※医療法人整理番号

所在地　山口市円政寺７７番地

損　益　計　算　書

（自　令和　６年　４月　１日　至　令和　７年　３月３１日）

（単位：千円）

科目	金額
Ⅰ 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	229,879
2 事業費用	205,083
本来業務事業利益	24,796
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	0
事業利益	24,796
Ⅱ 事業外収益	1,536
Ⅲ 事業外費用	255
経常利益	26,077
Ⅳ 特別利益	480
Ⅴ 特別損失	500
税引前当期純利益	26,057
法人税等	3,392
当期純利益	22,665

（注）１．利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

２．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式６

監　事　監　査　報　告　書

医療法人　坂本整形外科
理事長　坂本　正　　殿

私は、医療法人　坂本整形外科の令和６会計年度（令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

(1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
(3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和７年５月２１日
医療法人　坂本整形外科
監事　馬渡　恭子